様式第四（第16条関係）

公認心理師登録証再交付申請書

収入印紙（消印しないこと。）

住所
登録年月日
登録番号
（フリガナ）
氏名

年　月　日生

公認心理師法施行規則第16条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

理由

年　月　日

氏名　　印

文部科学大臣殿
厚生労働大臣
指定登録機関代表者

備考　1　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
2　氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

告示

○外務省告示第三百二十七号

平成二十九年二月一日に東京で署名された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定について、我が国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を平成二十九年七月四日に通告し、また、イスラエル国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を平成二十九年九月五日に通告し、我が国はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第二十八条1の規定に従い、平成二十九年十月五日に効力を生ずる。

平成二十九年九月十五日

外務大臣　河野　太郎

○文部科学省厚生労働省告示第五号

公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）第三条第三項の規定に基づき、公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設を次のように定め、平成二十九年九月十五日から適用する。

平成二十九年九月十五日

文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信

公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設

公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設は、次のとおりとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校
二　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）に規定する保健所又は市町村保健センター
三　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設又は児童相談所
四　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所
五　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する精神保健福祉センター
六　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設
七　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会
八　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人相談所又は婦人保護施設
九　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生相談所
十　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター
十一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人福祉施設
十二　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に規定する労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずる施設
十三　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護施設
十四　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは地域包括支援センター
十五　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所
十六　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）に規定する国立児童自立支援施設
十七　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）に規定するホームレス自立支援事業を行う施設
十八　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
十九　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に規定する発達障害者支援センター
二十　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム
二十一　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する認定こども園
二十二　子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）に規定する子ども・若者総合相談センター
二十三　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する地域型保育事業を行う施設
二十四　前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　四二〇円（本体三九〇円）　（配送料別）